

日本赤十字社三重県支部支部長職務代理の指名について

令和3年9月12日付をもって鈴木英敬支部長が辞任することに伴い、令和3年9月13日から次期支部長が就任するまでの間の職務について、日本赤十字社定款第62条第3項の規定に基づき、下記のとおり職務代理者を定めることを通知致します。

記

1. 日本赤十字社三重県支部 支部長職務代理 副支部長 服部 浩（三重県副知事）